

計画の推進体制

1 県における推進体制の充実

① 鳥取県男女共同参画行政推進会議

男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的かつ効率的に推進し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を入れ、庁内の各部局が連携し取り組んでいくため、男女共同参画推進課を事務局とし、副知事を座長に各部局長などで構成する鳥取県男女共同参画行政推進会議を設置しています。男女共同参画計画に関する施策の点検、進捗管理や具体的な取組について議論し、積極的な取組を進めます。

② 鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）（鳥取県男女共同参画推進条例第11条）

男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として、平成13年4月に倉吉未来中心に鳥取県男女共同参画センターを設置し、男女共同参画に関する様々な研修の実施、図書、ビデオの貸出し、情報提供、相談事業、活動支援などを行っています。時代の変化や県民のニーズを踏まえた啓発活動を実施するとともに、情報収集・発信能力の向上や男性の利用促進、市町村や民間団体などとの協働・連携により機能の充実・強化を図り、地域における男女共同参画の一層の推進を図ります。

③ 鳥取県男女共同参画審議会（鳥取県男女共同参画推進条例第32条～38条）

鳥取県男女共同参画計画の策定及びその他の男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、附属機関として設置しています。審議会の委員は、男女双方の意見を反映させるため、男女いずれかの一方が4割未満としないこととしています。男女共同参画施策の推進状況について審議し県に提言します。

④ 鳥取県男女共同参画推進員（鳥取県男女共同参画推進条例第23条～31条）

県民や事業者からの男女共同参画に関する苦情又は不服の申出を、調査し処理する附属機関です。男女それぞれ2人で審査を行います。DV被害者であるときなどはその理由を付し、氏名、住所などを明らかにしないで申し出ることができます。男女共同参画推進員制度について、一層の周知を図る必要があります。

2 市町村、企業、民間団体、NPOなどとの連携強化

男女共同参画社会を実現するためには、家庭、地域、職場など社会の様々な場面で取組を進めていくことが必要です。このため、市町村、企業、民間団体、NPOなどとの連携を強化し、一体となった取組体制を整備し、充実します。

3 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策の実施状況や数値目標の達成状況などを取りまとめ、毎年白書として公表します。あわせて、市町村の男女共同参画の推進状況について、男女共同参画マップとして取りまとめ公表します。

